

長崎県知事管理漁獲可能量

7 漁振第 175 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和 7 年長崎県告示第 214 号の 2）の一部を次のように変更し、令和 7 年 6 月 30 日から適用する。なお、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

また、長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 5 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（長崎県くろまぐろ TAC 計画）（令和 7 年 6 月 30 日変更）第 3 の 2 に定める海区別かつ採捕の種類別の割当量は別紙のとおり。

令和 7 年 6 月 30 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ（小型魚）】 950.700 トン

【くろまぐろ（大型魚）】 366.600 トン

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ（小型魚）】

長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 81.643 トン

長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 854.585 トン

【くろまぐろ（大型魚）】

長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 108.481 トン

長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 255.273 トン

(別紙)

① 小型魚

(単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	6.697	0.333	7.030
県北	42.647	23.679	66.326
五島	151.536	29.423	180.959
壱岐	190.362	9.832	200.194
対馬	<u>463.343</u>	18.376	<u>481.719</u>
小計	<u>854.585</u>	81.643	<u>936.228</u>

② 大型魚

(単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	1.426	2.202	3.628
県北	2.179	23.388	25.567
五島	6.172	34.987	41.159
壱岐	234.140	26.344	260.484
対馬	<u>11.356</u>	21.560	<u>32.916</u>
小計	<u>255.273</u>	108.481	<u>363.754</u>